

生産緑地地区の削除一覧表

資料 1 - 2

生産緑地 地区番号	計画図 番号	位 置	地 積	生産緑地法 指定種別		買 取 申 出			公共施設 転 用	その他	
				新 法	旧 法	期間経過	死亡	故障			
No.276	1/3	梅郷 5 丁目地内	339.00 m ²	○			●				
			16.00 m ²	○					●		
			17.00 m ²	○						●	
			計 372.00 m ²	/		/	/	/	/	/	
No.350	2/3	東青梅 6 丁目地内	964.00 m ²	○			●				
			計 964.00 m ²	/		/	/	/	/	/	
No.478	3/3	今寺 4 丁目地内	532.00 m ²	○			●				
			計 532.00 m ²	/		/	/	/	/	/	
No.598	1/3	梅郷 5 丁目地内	201.00 m ²	○			●				
			214.00 m ²	○			●				
			575.00 m ²	○			●				
			525.00 m ²	○			●				
計 1,515.00 m ²	/		/	/	/	/	/	/			
合計	4 地区 (4 件)	—	—	4 地区 (4 件)	0 地区 (0 件)	0 地区 (0 件)	4 地区 (4 件)	0 地区 (0 件)	1 地区 (1 件)		

< 参 考 >

期 間 経 過・・・ 旧生産緑地法の第1種生産緑地地区に指定されたもので、10年の期間経過により、買取り申出が行われたもの。

死 亡 ・ 故 障・・・ 生産緑地法第10条にもとづき、農林漁業の主たる従事者の死亡、もしくは農林漁業に従事することが不可能となる故障により、買取り申出が行われたもの。

公 共 施 設 転 用・・・ 生産緑地法第8条第4項にもとづき、公共施設等に転用されたもの。

そ の 他・・・ 地区の一部が買取り申出等により生産緑地地区から除外され、残る生産緑地地区が500平方メートルの面積要件を欠いたもの。